

【参考資料】

【参考1】プラスチック製レジ袋の売上の使途について

プラスチック製レジ袋を有料化することを通じて、消費者がその必要性を考える機会を提供し、マイバッグを携行する習慣が浸透することを促すことが本制度の目的である。

売上の使途については、事業者が自ら判断し、消費者の理解を促進する観点から、事業者から自主的に情報発信することを推奨する。

なお、有料化したプラスチック製レジ袋の売上を、環境保全事業や社会貢献活動に寄付している先行事例がある。

【参考2】複数税率への対応について

プラスチック製レジ袋を有償で提供する場合、中に入れる物にかかわらずレジ袋について、10%の消費税が課される。

したがって、レジスターでのプラスチック製レジ袋の領収書等への記載については、次のとおり対応することができる。

1. プラスチック製レジ袋の売上（複数税率に対応したレジ）

プラスチック製レジ袋（税率10%）を他の商品と分けて売上管理し、顧客へプラスチック製レジ袋の売上を明示した領収証を発行する。

2. 複数税率未対応や売上区分ができないレジから発行される領収書

領収書等に手書きやスタンプなどで、プラスチック製レジ袋に係る売上や消費税を追記することによって対応する。